

新地方公会計制度について

【概要】

平成 18 年成立の「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」に基づき、地方公共団体の資産・債務改革の一環として、新地方公会計制度の整備が位置付けられ、田原市では、平成 20 年度決算から「基準モデル」で財務諸表を作成し、公表してきました。

また、平成 26 年には、総務省から新たな基準である「統一的な基準」が示され、全ての地方公共団体が「統一的な基準」に基づき財務諸表の作成をすることとなりました。これにより、これまで混在していた作成方式が統一され、近隣市や類似団体等との比較が可能となりました。田原市では、平成 28 年度決算から「統一的な基準」で財務諸表を作成しています。

【目的】

地方公共団体が採用している官庁会計は、現金主義・単式簿記で単年度主義であり、行政サービスにどのくらいのお金が使われたかということは分かりますが、減価償却費などのコストや資産・負債の現状がすぐには分かりません。そこで、官庁会計に加え、複式簿記による発生主義である企業会計の考え方や手法を活用した財務諸表を整備することによって、資産・債務の適切な管理や情報開示など、行政運営の透明性の向上を図ることを目的としています。また、固定資産台帳は公共施設等のマネジメントに活用していくことも求められています。

【財務諸表】

① 貸借対照表(B/S)

市の財政状態を一目で分かるようにしたもので、年度末時点における資産、負債、純資産の残高及び内訳を示すものです。

② 行政コスト計算書(P/L)

企業の損益計算書にあたるもので、当該年度における経常的な行政活動に伴うコストとその財源となる使用料・手数料等の収入を示すものです。

③ 純資産変動計算書(N/W)

財政状態のフローを純資産(正味資産)の変動の角度から見たものです。当該年度における貸借対照表の純資産に、どの様な変動があったかを表しています。

④ 資金収支計算書(C/F)

既存の決算資料と同じく、当該年度に現金(資金)がどのような出入りを行ったかを表しています。

【対象となる会計の範囲】

地方公共団体の行政サービスは多様な関係団体によって実施されていますが、地方公共団体とその関係団体を連結してひとつの行政サービス実施主体としてとらえた連結財務諸表を作成することで、公的資金等によって形成された資産の状況、その財源とされた負債・純資産の状況などを総合的に明らかにします。連結対象団体は、一部事務組合、広域連合及び市からの出資割合が 50%以上の団体など、業務運営に密接な関連を有する団体を対象としています。